

独立行政法人水産総合研究センターにおける
不適正な経理処理事案について（中間報告）

平成26年12月19日
水産総合研究センター

水産総合研究センターにおいて、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引による不適正な経理処理が行われている事実が判明した。

外部委員（弁護士及び公認会計士）を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、二度とこのような事態が生じることのないよう、再発防止策を実施するなど適切な措置を講じることとした。

1. 調査の経緯

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査の中間報告を受けて、独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）においても同様の事案の有無を調査したところ、プリペイド方式によるDNA合成製品等の取引による不適正な経理処理が行われていたとの疑いが判明。

2. 調査方法

上記を踏まえ、平成26年8月21日に調査委員会を設置し、全容解明に向け調査を実施。センターの会計関係書類の確認が可能な期間（平成21～25年度）における研究用消耗品等に係る全ての取引を対象とし、取引業者への聞き取りと関係する書類の提出を受け、転出者等を含む全ての研究職員等に対して聞き取り調査等を行い、不適正な経理処理の有無を確認。

3. 確認された事実

(1) 18名の研究者が総額10,099,013円の不適正な経理処理に関与した。

項目	総計	
	契約金額(円)	関与人数(人)
プリペイド方式	10,099,013	18
計	10,099,013	18

プリペイド方式：DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要とするDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式。

(2) このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高 1,401,613円については、センターの文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。

(3) また、これまでのところ、センターが取引業者に振り込んだ契約代金は全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

4. 発生要因

- (1) DNA合成製品等について、プリペイド方式での購入は、研究の進捗状況に応じた迅速な発注・納品が可能であり、研究上の便宜を図ることが優先されることとなった。
- (2) DNA合成製品等について、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な対応が行われてこなかった。
- (3) 研究職員の公的研究費や適切な契約手続きに対する認識が不足していた。

5. 再発防止策

- (1) 取引業者と研究職員の直接的な取引を禁止することについて、全研究職員から誓約書の提出を求める。
- (2) 納入物品等の一元的管理を行うとともに、研究内容等について一定の知見を有する者の検収業務への配置など検収体制を強化する。
- (3) 職員の意識改革に向け、研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス等に関する研修会を開催するとともに、研修効果を測定するため考査を実施し、必要に応じて再考査を実施する。
- (4) 従来の書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査をするとともに、取引の多い業者に対し会計帳票等の提供を求め、不審な点が認められる場合には臨時的な監査を実施するなど、内部監査機能の強化を図る。

6. 今後の対応

- (1) 早期の全容解明に向け、更に調査を進める。
- (2) 不適正な経理処理に関する研究費について、交付元へ適切に返還を行う。
- (3) 関係者の処分について、全容解明等を踏まえ、厳正に対処する。